

消費税の軽減税率適用を求める意見書

平成24年8月、社会保障と税の一体改革関連法案が成立し、消費税率を2段階に分けて10%まで引き上げることとされ、与党の平成25年度税制改革大綱では、消費税を10%引き上げる段階で、軽減税率の導入を目指すとの方針を明記し、平成26年度税制改正協議の中で結論を得る考えを示した。

国の経済政策により、大企業を中心に景気の回復基調は見られるものの、いまだに中小事業者への波及効果は薄く、賃金の引き上げなど広く国民所得の増加も見られない中で、食料品などの生活必需品や公共料金の支払いなどにも課税される消費税の負担増を求めることは、景気回復の兆しの薄い地方においては多大な影響をこうむりかねない。

日本の消費税にあたる付加価値税を導入している欧州のほとんどの国が、食料品や新聞、書籍など生活必需品の税率を低くする軽減税率（複数税率）を導入し、国民の負担軽減を図っている。

よって、国及び政府におかれては、下記の事項の実現を強く要望する。

記

1 消費税率の引き上げに際し、軽減税率を導入すること

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成26年3月27日

静岡県島田市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
経済産業大臣

} 様